修 繕 特 記 仕 様 書

Ⅰ 工 事 概 要

1 工 事 場 所	明石市魚住町西岡500-1
2 敷 地 面 積	３６５２．６４㎡
3 工 事 種 目	防水改修工事、外壁改修工事
4 工 事 内 容	Ａ 本館棟　防水改修工事
	Ｂ　本館棟外壁改修工事　壁塗装材にアスベストあり
	Ｃ　新築棟　外壁改修工事　壁下地調整材にアスベストあり

Ⅱ 建 築 改 修 工 事 仕 様

1 共 通 仕 様

本図面及び特記仕様書に記載のない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「改修標仕」という）による。

ただし、改修標仕に規定されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「標仕」という）による。

2 特 記 仕 様

（1）項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。⊙印と※印の付いた場合は、ともに適用する。
（3）特記事項に記載の［ ．．］の表示番号は、改修標仕の該当項目又は該当表を示す。
（4）特記事項に記載の＜ ．．＞の表示番号は、標仕の該当項目又は該当表を示す。
（5）使用材料は、再生材、F☆☆☆☆、低VOC材料を選択すること（各項共通事項）。
（6）構造特記仕様書が別にある場合は、特記なき限り、構造特記仕様書を優先すること（各項共通事項）。

章	項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	① 適用基準等	※建築工事標準詳細図(令和4年改訂) (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年改訂) (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修) ※建築構造設計基準(令和3年改訂) (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修) ・構内舗装・排水設計基準(平成27年制定) (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
	② 工事実績情報 ｻｰﾋﾞｽ（CORINS）の登録	※ 請負代金額が500万円以上の場合、適用する。 [1.1.4]
	3 再生資源利用(促進)関係	※ 計画書及び実施書を作成する（Excelデータ可） ※ 建設リサイクル関係法令に基づく通知･届出等の必要がない工事はデータのみ提出
	4 品質計画等	建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※ 防水改修工事　※ 外壁改修工事　※ 屋根改修工事 ※ 風速Vo=34m/s ※ 垂直積雪量　30cm ※ 地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）
	5 電気保安技術者	※ 適用する [1.3.3]
	⑥ 施工条件	工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 [1.3.5] ※ 工事現場内（資機材の置場はあり） 駐車スペースは資材置き場のみ [1.3.5] 施工順序の制約　・ あり [1.3.5] その他の施工条件は、監督職員との協議による。
	7 発生材の処理等	発注者に引渡しを要するもの　・有（　）※無 [1.3.12] 特別管理産業廃棄物　・有（　）※無 [1.3.12] 現場において再利用を図るもの　・有（　）※無 [1.3.12] 現場において再資源化を図るもの　・有（　）※無 [1.3.12] ・ ｱｽﾍﾞｽﾄ含有せっこうﾎﾞｰﾄﾞを除くｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板の処分 ※ 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場で埋立処分する。中間処理の場合は、都道府県知事の設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認可を受けた無害化処理施設において、無害化処理を行う。 ・ ひ素及びカドミウム含有せっこうボードの処理 [1.3.12] ※ 他のせっこうボードと分別解体した後、製造業者に回収を委託又は管理型最終処分場で埋立処分する。 ・ ｱｽﾍﾞｽﾄ含有せっこうﾎﾞｰﾄﾞ及びひ素、ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有せっこうﾎﾞｰﾄﾞ以外のせっこうﾎﾞｰﾄﾞの処理 [1.3.12] ※ 最終処分とする場合は、管理型最終処分場で埋立処分する。再資源化する場合は、再資源化施設の受入条件を確認の上、適切に分別後、再資源化施設で再資源化する。 PCB含有シーリング材の分析調査　・ 行う [1.3.12] 特別管理産業廃棄物の分析調査　・ 行う [1.3.12]
	8 建築材料等	※ 本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、これと同等のものとすることができる。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿（最新版）」から材料を選定した場合は、評価書の写しを監督職員に提出し、その確認を得ること。
	9 特別な材料の工法	※ 改修標仕及び標仕に記載のない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。
	10 石綿含有建材の調査	石綿含有建材の調査範囲　※ 図示 [1.5.1] 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等　・ 貸与する [1.5.1] 分析による石綿含有の調査を行う場合の分析方法 [1.5.1] ・ 定性分析　・ 定量分析
	11 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※ 図示 [1.6.2] 調査により既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※ 図示 [1.6.3]
	12 技能士	[1.7.2] 適用する技能検定の職種 ／ 作業の種別
	13 化学物質の濃度測定	測定時期 [1.7.9] ・ 工事着手前　・ 工事完成時　・ 工事着手前及び完成時 測定対象化学物質 ※ ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ　※ ﾄﾙｴﾝ　※ ｷｼﾚﾝ　・ ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ ※ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ ｽﾁﾚﾝ 測定方法 ※ﾊﾟｯｼﾌﾞ採取機器（ｻﾝﾌﾟﾗｰ）を使用し、分析機関にて分析 測定対象室　（　　） 測定箇所数　（　）箇所 化学物質の濃度基準値 ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ100μg/m3（0.08ppm）　ﾄﾙｴﾝ260μg/m3（0.07ppm） ｷｼﾚﾝ200μg/m3（0.05ppm）　ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ240μg/m3（0.04ppm） ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ3800μg/m3（0.88ppm）　ｽﾁﾚﾝ220μg/m3（0.05ppm） ※ 化学物質濃度が基準値を超えている場合は、工事部分を引渡すことは不可のため、基準値以下になるまで再測定を行うこと。
	14 完成図等	※ 完成図 [1.9.1～1.9.3][表1.9.1] 完成図作成に当たっては、CADデータ修正によること。 完成図の種類及び記入内容は、設計図同等とする。 完成図には、各図面の右下に「完成図」と明記すること。 提出物 ・ 二つ折り製本２部（表紙及び背表紙に黒文字印刷で「工事完成年度、工事名称、設計者名、受注者名」を記入の上、「完成図」と明記） ※ JWW形式CADデータ ※ PDF形式データ（印刷物をスキャンしたものは不可） ※ 保全に関する資料　・ １部　※ ２部
	15 施工図等の取扱い	※ 施工図等の著作権に関する当該建築物に係る使用権は、発注者に委譲する。 施工図の様式 ・ 二つ折り製本１部（表紙及び背表紙に黒文字印刷で「工事完成年度、工事名称、受注者名」を記入の上、「施工図」と明記） ・ A３程度で軽微なものは、監督職員の承諾により完成図書に綴じ込みも可とする。
	16 工事写真	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ写真(ｶﾗｰ,100万画素程度,1200×900pix程度,JPEG) 記録紙　※ｺﾋﾟｰ用紙(68g/㎡以上)　・その他（　） （記録紙は裏写りが無ければ両面印刷可。）
	17 完成写真	下記のものを監督職員に提出する。 分類・規格 ／ 撮影箇所数 ／ 提出部数 ／ 原板の大きさ(mm) ・カラー ・ハつ切り版 ・キャビネ版 ／ 外観（ ）面 内観 各（ ）面 ／ ※ 1 ／ ※ 24×36 撮影業者　・ 建築完成写真撮影の実績のある業者 ・ 建築完成写真撮影の実績は問わない 装丁　・ 写真用装飾アルバム（白表紙、金文字） ・ 市販アルバム
	18 設備工事との取り合い	※ 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受けること。
	19 設計GL	※ 図示　・ 設計GL=現況GL
	20 交通誘導員	※ 要（延べ　　人） ※ 資格等の要件 ・ 交通誘導員A（１、２級交通誘導警備検定合格者） ・ 交通誘導員B（警備業者の警備員で、上記以外の交通誘導に従事する者）
2 仮設工事	1 足場その他	内部足場　※ 脚立、足場板等　・ 枠組棚足場 [2.2.1] 外部足場　・ 枠組本足場(手摺先行)　・ くさび緊結式足場 ・ 図示 防護シート等　※ メッシュシート　・ 防音シート [2.1.3] ・ 防音パネル　・ 図示 ・ 設置しない 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲　※ 図示 [2.1.3] 外部足場、防護ｼｰﾄ等の設置及び範囲　※ 図示 [2.2.1] 材料、撤去材等の運搬 [2.2.1][表2.2.1] ・ A種　・ B種　・ C種　・ D種　・ E種
	2 養生	既存部分の養生　※ ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、合板等　・ 行わない [2.3.1] 既存家具、既存設備等の養生 [2.3.1] ※ ビニールシート等（監督職員の承諾要） ・ 仮撤去、保管（工事完成後、再取付） 既存ブラインド、カーテン等の養生等 [2.3.1] ※ ビニールシート等 ・ 仮撤去、保管（工事完成後、再取付） ・ 図示　・ 行わない 保管場所、保管方法等　※ 監督職員との協議による [2.3.1] 固定家具等の移動　※ 図示　・ 行わない [2.3.1]
	3 仮設間仕切り	仮設間仕切りの種別 [2.3.2][表2.3.1] 種 別 ／ 下 地 ／ 仕上材(厚さ mm) ／ 充填材（mm） ／ 塗 装 ・A種 ／ ・軽量鉄骨 ・木下地 ／ ・合板（※ 9.0　・ 5.5） ・防音用グラスウール ・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（※ 9.5　・ 12.5） ／ ・無し ・片面 ・B種 ※ C種 ／ 単管下地 ／ ・防炎シート 仮設扉 ／ ※ 木製 ・鋼製 ／ ※ 合板張り程度 ・片面フラッシュ程度 ／ ・無し ・有り 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※ 図示 [2.3.2]
	④ 監督職員事務所	⊙ トイレ既存建物内の一部を使用する [2.4.1] ⊙ 工事現場内に新設する 監督職員事務所の規模　・（ 40 ）㎡程度 [2.4.1] 監督職員事務所の仕上げの程度 [2.4.1] ※ 仕上げは通常のもので、備品は打合せテーブル、椅子、棚、エアコン等通常の工事監理に必要なものとし、監督職員と協議の上、設置のこと。 ・ その他の備品（　　）
3 防水改修工事	5 表示板	※ 設置する（明石市指定様式（900×600））[2.4.1] （ただし、請負代金1000万円以上かつ契約工期90日以上の工事に限る）
	6 工事用水	構内既存施設　・ 利用不可　・ 利用可（・ 有償　・ 無償）
	7 工事用電力	構内既存施設　・ 利用不可　・ 利用可（・ 有償　・ 無償）
	8 仮設物撤去等	※ 原形に復する [2.5.1]
	1 施工一般	降雨等に対する養生方法 [3.1.3] ※ 3.1.3(5)による　・ 図示
	② 既存防水層の処理	既存保護層の撤去 [3.2.3] ・ 行う（範囲　※ 図示による　・　　） ・ 行わない 既存防水層の撤去 [3.2.4] ⊙ 行う（範囲　※ 図示による　・　　） ・ 行わない　立ち上がり、排水口のみ 改修用ドレン [3.2.5] ⊙ 設ける（POAS,POASI,POD,PODI,POS,POSI,POX工法の場合、主防水材製造所の仕様による） ・ 設けない 既存下地の補修及び処置 [3.2.6] 補修箇所の形状、長さ、数量等　※ 図示 ひび割れ部の処置　※ 図示 欠損部、浮き部、ぜい弱部の処置　※ 図示 下地調整材　※ 図示　・ C-2　・ CM-2 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 [3.2.6] ・ 行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X ） ・ 行わない 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 ※ 図示 [3.2.6] 架台廻り等の処理　※ 図示　・ 監督員と協議 [3.2.6]
	3 ｱｽﾌｧﾙﾄ防水	[3.1.4][表3.1.1][3.3.3][表3.3.3～3.3.10] 防水改修工法の種類 ／ 施工箇所 ／ 新規防水層の種別 ／ 立上り部の保護工法 保護防水 ・P1B ／ ・B-1　・B-2 ／ ・ ・P1BI ／ ・BI-1　・BI-2 ／ ・ ・P2AI ／ ・AI-1　・AI-2　・AI-3 ／ ・ ・P2A ／ ・A-1　・A-2　・A-3 ／ ・ 露出防水 ・M4C ／ ・C-1　・C-2　・C-3　・C-4 ／ ・M3D ・POD ／ ・D-1　・D-2 ／ ・PODI ・M3DI ・M4DI ／ ・DI-1　・DI-2　仕上げ塗料塗り　※有（・ｼﾙﾊﾞｰ　・ｶﾗｰ） 屋内防水 ・P1E ・P2E ／ ・E-1　・E-2 ／ ・保護層を設ける 改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ [3.3.2] ※ 表3.3.3～表3.3.9による　・ 図示 [表3.3.3～3.3.9] 部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ [3.3.2] ※ 表3.3.3～表3.3.9による　・ 図示 [表3.3.3～3.3.9] 押え金物 [3.3.2] ※ 図示　・ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　L-30×15×2.0（mm） 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材の厚さ [3.3.2] ※ 図示　・ 25　・ 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ [3.3.2] ※ 図示　・ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材　・ ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材 ・ ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材　・ 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材 ・ 硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材(2種1号又は2号の場合、透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの) 絶縁用シートに使用する材料 [3.3.2] ※ 図示　・ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ(0.15mm以上)　・ ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ(70g/㎡程度) 乾式保護材 [3.3.2] 種　類 ／ 寸法(mm)：厚さ×幅 ／ 摘要 ・ 押出成形ｾﾒﾝﾄ板（窯業系ﾊﾟﾈﾙ） ／ ※ Ⅰ類　・ Ⅱ類 ／ ※ 15×　・　× ／ ・ 無石綿に限る ・ 金属複合板 ／ ※ 12× ／ れんが [3.3.2] ※ 図示　・ 普通れんが　・ 化粧れんが 脱気装置の種類及び設置数量 [3.3.3] ※ ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類製造所の指定による　・ 図示

特記事項

（2024年6月改定）

課長	担当課長	係長	担当

明石市都市局住宅・建築室営繕課

製作年月日 R7年5月

工事名称 魚住市民センター外壁・本館屋上防水修繕工事

図面名称 修繕工事特記仕様書(1)

当初・変更・完成

図番 1